

「制御困難な速度」否定

津・140キロ超走行、死傷事故

高裁控訴棄却

津市の国道で2018年12月、乗用車を運転中にタクシーと衝突して5人を死傷させたとして自動車運転処罰法違反（危険運転致死傷）の罪に問われ、1審・津地裁で同法違反の過失運転致死傷罪が適用された元会社社長、末広雅洋被告(58)の控訴審判決で、名古屋高裁（堀内満裁判長）は12日、懲役7年（求刑・懲役15年）を言い渡した。1審判決を支持し、検察、被告側双方の控訴を棄却した。

時速146キロで車を走行させていた末広被告の運転が「進行を制御することが困難な高速での走行」に当たると、末広被告が危険

危険運転致死傷罪



悪質運転の厳罰化を目的に2001年の刑法改正で新設された。致死罪の最高刑は懲役20年。

14年の自動車運転処罰法の施行に合わせ、刑法から移された。過失致死傷罪（最高刑は懲役7年）は過失責任を問うのに対し、飲酒や薬物の影響で正常な運転が困難な状態や進行を制御するのが困難な高速で故意に人を死傷させた場合に適用される。

幅やルートが限定された道路を時速146キロで進むことは制御困難な運転だったとして、「故意犯に準ずる非常に危険で悪質な行為」と認定したが、高裁判決は「タクシーが進入してくることは事前予測が困難で、（他車の進入を）『進行制御困難』の判断要素に入れるのは相当ではない」と認定した。

また末広被告が衝突直前に接触を避けるため車線変更している点を挙げ「進路を制御できなかった」とは証明されていない」と指摘。その上で「1審判決には事実誤認があるものの危険運転致死傷罪を否定した結論は正当」とした。

弁護側は「末広被告に優

先通行権があり、十分な安全確認をせずに道路に進入してきたタクシーの責任も大きい」と量刑不当を訴えていたが、判決は「傍若無人な運転で4人を死亡させ、1人に重傷を負わせた結果は重大で、法定上限の

量刑は正当」として退けた。名古屋高裁の中村孝次席検事は「判決内容を慎重に検討し、今後の対応を決定したい」とコメントした。末広被告の弁護人は取材に「適切な判決と考えている」と話した。【井口慎太郎】

遺族「最悪の結果」

2審・名古屋高裁判決は、危険運転致死傷罪の条文に定める「その進行を制御することが困難な高速で

で自動車を走行させる行為」の解釈について、1審・津地裁と異なる判断を下した。遺族は「納得できない」と憤り、専門家は「遺族には理解できない判決」「客観的な視点の判決」と評価が分かれた。

1ク監事の川本哲郎・元同志社大教授（刑事法）は「判決は末広被告の運転を『身勝手極まりなく、常識的にみて危険な運転であること』は明白」と認めているにもかかわらず、危険運転致死傷罪が認められなかったことは被害者遺族にとってはおおよそ理解できない内容だろう」と指摘。「法成立から20年もたったにもかかわらず同罪に関して全く統一した解釈が出ていない。解釈の余地がある法律自体にも問題がある」と批判した。



判決後に記者会見する（左から）大西朗さんの婚約者の牛場里奈さん、大西さんの父正晃さん、母まゆみさん—名古屋市中区で12日午後4時24分

会社の同僚らと一緒に乗ったタクシーが事故に巻き込まれて死亡した大西朗さん（当時31歳）の遺族は判決後、名古屋市内で記者会見した。母まゆみさん(61)は「悲しいを通り越して悔しい。こんな裁判例を残したら今後のひどい事故にも影響が出る」と話した。父正晃さん(68)は「最悪の結果になった。これ以上のことは私たちにはできないのでは」と肩を落とし、朗さんと婚約していた牛場里奈さん(34)は「感情が止まっている。家族や恋人があんな亡くなり方をして納得できる人はいるのか。法律を変えてくださいといえない」と訴えた。

全国被害者支援ネットワーク【朝比奈由佳、写真も】